

## 政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて政府米買い入れを求める 意見書

2008年産米の米価は4月以降、一気に下落しています。市場相場はコシヒカリを中心に1,000円(60kg)以上も下がりました。

この背景には、昨年11月以降に景気悪化のもとで需要が落ち込んだこと、4月からの輸入小麦価格の大幅値下げ(14.8%)、ミニマムアクセス米汚染米事件などによる安全性への不安等が影響していると考えられます。こうした中、量販店は「生活応援」などと称し、中には500円超(1俵当たり5,400円超)の値下げ販売を行っているところもあります。業界紙は「過去最高の値下げ競争」と報じています。これらの動きは米価の重大な値下げ圧力となっています。

この米価暴落に歯止めがかからない大きな要因となっているのが、農林水産省の備蓄米政策です。農水省は08年産米の生産量を866万トンとし、「需要量は855万トン」との予測のもと、集荷円滑化対策によって「豊作過剰米」10万トンを2月に買い入れて変則的に政府備蓄米に充当しました。この結果、米の需給は均衡しているとしてきましたが、その後、下落が続いています。農林水産省の発言「備蓄米は買い上げしない(3月31日、食料部会)」を受けて、米業界は「需要は締めまりようがなくなった」と見えています。

農林水産省は備蓄米の適正在庫は100万トンとし、売れた量だけ買い入れるのが「備蓄ルール」としてきました。昨年6月末の備蓄米は99万トン、この間の販売見込みは約21万トンです。本来は備蓄米にするべきではない集荷円滑化対策による買い入れ分10万トンを備蓄に含めても、今年6月末に100万トンの在庫を維持するためには、最低12万トンの買い入れが必要です。

こうした状況を放置しては、国民の主食を安定的に供給するための適正な備蓄の確保と、稲作農業経営を守ることはできません。

以上の趣旨に基づき、下記の事項について求めます。

### 記

政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、適正な備蓄水準を維持するために備蓄米の買い上げを直ちに実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 21 年 9 月 11 日

一 関 市 議 会

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
農林水産大臣 殿

---

「骨寺村荘園遺跡」の世界遺産登録を求める意見書

一関市に現存する、“平泉の文化遺産”の構成資産の一つである「骨寺村荘園遺跡」は、奥州藤原氏ゆかりの荘園遺跡であり、中世に描かれた絵図と寺社、水田、屋敷地の配置構成が極めて類似していることから国の重要文化的景観に選定されております。

これまで見慣れてきた、美しい農村の風景が各地で失われつつある今日、伝統的な農村の景観が維持されている稀有な場所であります。

本市では、国・県のご指導ご協力のもと、平泉町や奥州市とともに世界遺産登録を目指して参りましたが、昨年 7 月に開催された第 32 回世界遺産委員会において、登録延期の決定を受けた後、平成 23 年の世界遺産登録を目指すべく一層の努力を進めてきたところであります。

しかしながら、本年 4 月に開催された第 5 回世界遺産登録推薦書作成委員会において、まずは浄土との関わりを証明できる資産に限定して世界遺産登録を目指すこととされ、当市の「骨寺村荘園遺跡」を含む 4 資産については、平成 23 年の“平泉の文化遺産”の世界遺産登録後、“拡張”により登録を目指すこととなりました。

我々市民は、「骨寺村荘園遺跡」は、中世時代に描かれた絵図と現地との照合が可能であるという希少性と、遺跡内に点在する各史跡が“平泉の文化遺産”と密接な関わりを有していることなどから、十分に世界遺産に登録する価値があるものと確信しております。

「骨寺村荘園遺跡」は、幾多の先人により、800 年もの間、守り続けられてきたところであり、我々市民は、将来にわたって人類共通の文化遺産として大切に守り伝えていく覚悟であります。

つきましては、一関市議会としても「平泉の浄土世界」との価値証明等に最大限の努力を尽くす考えであります。国・県におきましても、平成 23 年の“平泉の文化遺産”の世界遺産登録後、「骨寺村荘園遺跡」が、速やかに世界遺産に登録されますよう、なお一層のご尽力を賜るよう、要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 21 年 9 月 11 日

一 関 市 議 会

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
外務大臣 殿  
文部科学大臣 殿  
文化庁長官 殿  
岩手県知事 殿

---

### 教育予算の拡充、教職員定数の改善を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとってきわめて重要なことです。現在の社会経済不安の中で、貧困と格差は、世代間に引き継がれている状況があり、経済的な理由から高校生の中途退学者も増えています。日本の子どもに関する公的支出は先進国最低レベルとなっており、諸外国並みに、家計基盤の弱い家庭への子どもに係る給付拡充などの施策の実施が必要です。また、家庭の所得の違いによって、子どもたちの教育や進路に影響がでないための、高校教育の無償化、就学援助・奨学金制度の抜本的拡充など、公教育の基盤充実が不可欠です。

しかしながら、義務教育費国庫負担金の負担割合が 2 分の 1 から 3 分の 1 に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体において教育予算を確保することは困難となっており、少人数教育の推進、学校施設、旅費・教材費、就学援助・奨

学金制度など拡がる教育条件の自治体間格差の是正が急務です。

このように、自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはなりません。また、「子どもと向き合う時間の確保」のための施策と文科省による「勤務実態調査」で現れた極めて厳しい教職員の勤務実態の改善が喫緊課題となっています。

教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要があることから、次の事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

## 記

- 1 「子どもと向き合う時間を確保」をはかり、きめ細かい教育を実現のために、義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画を実施することとあわせて30人以下学級の実現を図ること。
- 2 家庭の所得の違いによって、子どもたちの教育や進路に影響がでないよう就学援助制度を拡充すること。また、そのための国の予算措置を行うこと。あわせて、奨学金制度について、「貸与」から「給付」方式に改善すること。
- 3 学校施設整備費、教材費、図書費、旅費、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。
- 4 教職員に人材を確保するため、教職員給与の財源を確保・充実すること。あわせて、40年振りに実施した文科省の勤務実態調査の結果を施策に反映し、実効ある超勤縮減対策を行うこと。

平成21年9月11日

一 関 市 議 会

文部科学大臣 殿  
総務大臣 殿  
財務大臣 殿

## 義務教育費国庫負担制度堅持及び負担率 2 分の 1 復元を求める 意見書

1953 年、憲法の要請に基づく義務教育の根幹(機会均等、水準確保、無償制)を支えるため、国は必要な制度を整備することが必要であることから、義務教育費国庫負担法が制定され、義務教育費国庫負担制度が開始されました。

制定された後、地方の教育条件の整備状況、国と地方の財政状況等を踏まえ、負担対象経費が拡大されました。しかし、1985 年から 2004 年にかけて、国と地方の役割分担、国と地方の財政状況等を踏まえ、給料・諸手当以外の費用が一般財源化されました。この間、全国の多くの県議会及び市町村議会から義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書が提出されてきました。

ところが、こうした設置者や教育関係者の声があるにもかかわらず、2005 年、国は義務教育費国庫負担金について国の負担率を 2 分の 1 から 3 分の 1 とする大幅削減を決定しました。国の負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体において教育予算を確保することは困難となっています。

さらに 2006 年 12 月、今後の地方分権の在り方について、その理念・手続きを定めた「地方分権改革推進法」が成立しました。この法律は、国庫補助負担金、地方交付税、国と地方の税源配分等の財政措置の在り方を含めて、地方分権改革推進計画を策定するものです。地方分権改革推進計画を策定するための具体的指針を政府に勧告する任を持った「地方分権改革推進委員会」が設けられました。「中間的なとりまとめ」のなかで、義務教育費国庫負担金も含めた国庫補助負担金について、「地方自治体の自主的な行財政運営を阻害しがちであり、財政資金の非効率な使用を招きやすいことから廃止を含めたゼロベースでの見直しが必要である」と記述されています。今後、義務教育費負担制度の廃止も含めた議論がなされることは必至であり、制度堅持に向けてさらに関係機関に働きかける必要があります。

このような理由から、下記の事項を求める意見書を地方自治法第 99 条の規定に基づき、提出いたします。

## 記

- 1 義務教育費国庫負担制度を堅持すること
- 2 教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度について、国の負担率を2分の1に復元すること

平成 21 年 9 月 11 日

一 関 市 議 会

文部科学大臣 殿  
総務大臣 殿  
財務大臣 殿

---

### 障害者自立支援法の見直しを求める意見書

「障害者自立支援法」が平成 18 年 4 月から施行され、障がいの種別ごとに異なる支援費制度から、身体障がい者と知的障がい者に新たに精神障がい者を含めた共通の制度の下で、一元的に福祉サービスや公費負担医療等を行うこととされた。また、利用者負担は、これまでの応能負担から応益負担に変わった。

このため、同法施行後においても障がい者、関係者及び国民の間に見直しを求める意見が存在していることから、政府においても、「障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策」として、この間の見直しで、利用者負担の更なる軽減、事業者に対する激変緩和、新法への移行等のための緊急的な経過措置の3つの柱からなる特別対策が講じられたところである。

よって、国会及び政府においては、自立支援法施行後の現状の把握と検証を十分に行い、障がい者とその家族及びサービス提供事業者等多くの関係者の意向や障がい特性を含めた諸事情等に最大限の配慮を行いつつ、障がい者の適切かつ円滑な自立支援を実現するために、制度の見直しを含めた必要な施策を講じていかれるよう強く要望する。

## 記

- 1 「応益負担」制度は廃止すること。
- 2 在宅や施設サービスを大幅に拡大し、地域生活の基盤整備を集中的に進めること。
- 3 障がい者施設・事業所への日額払いを月額払いに改めること。
- 4 障害程度区分認定を実態に見合ったものにし、サービスを受けられるように改善すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出いたします。

平成 21 年 9 月 11 日

一 関 市 議 会

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
総務大臣 殿  
厚生労働大臣 殿

---

### 日米 F T A 締結に反対する意見書

F A O (国連食糧農業機構)は、先般、飢餓人口が 10 億人を突破したことを公表し、「金融危機が途上国を含む多くの国の農業に悪影響を及ぼし、食糧危機は、今後ますます深まるおそれがある」と警告している。

農林水産省も、「世界の食料は、穀物等の在庫水準が低く需要がひっ迫した状態が継続する。食料価格は 2006 年以前に比べて高い水準で、かつ、上昇傾向で推移する」(「2018 年における食料需給見通し」09.1.16)と分析している。

現に、昨年の大暴騰以降、一時、下落傾向のあった穀物の国際相場が再高騰の流れにあり、世界の食料需給は依然としてひっ迫した状況にある。

こうしたなかで明らかなのは、これまでの輸入自由化万能論の立場では、深刻な世界の食料問題は解決できず、それぞれの国が主要食糧の増産をはかり、食料自給率を向上させる以外に打開できない。

それにもかかわらず、アメリカとの間に、農産物の輸入を自由化する協定を結ぶ「日米 F T A」が大問題になっており、もし締結されれば、日本農業に壊滅的打撃をもたらすことは明らかであり、到底、容認できない。

今、求められることは、食料をさらに外国に依存する政策と決別し、世界の深刻な食料需給に正面から向き合い、40%程度に過ぎない食料自給率を向上させる方向に大きく踏み出すことである。

以上の趣旨から、下記の事項について、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

## 記

- 1 アメリカとの F T A 締結は行わないこと

平成 21 年 9 月 11 日

一 関 市 議 会

内閣総理大臣 殿  
農林水産大臣 殿